

名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業 業務仕様書

1 目的

新規介護従事者に対する職場研修が困難な名古屋市内の小規模介護事業所に勤務する方のうち介護に関する各種資格を保有していない方及び介護職に復職した方に対する支援として実践的な介護技術の研修を実施し、介護人材の確保及び職場への定着に資することを目的とする。

2 委託期間

契約の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

3 研修内容、対象者、定員等

(1) 研修内容及び研修時間

ア 次に掲げる内容を実施すること。

(ア) 介護従事者としての知識や心構え 1 時間以上

(イ) 身体介護を中心とした介護技術の実技 6 時間以上

イ なお、研修 1 回当たりの実施時間は 7 時間以上とする。

(2) 対象者

研修対象者は、次のとおりとする。

① 小規模介護事業所支援

ア 名古屋市内に所在地がある次の各号に掲げる事業所の従事者（介護関係業務に従事する者に限る。以下、同じ。）であって介護関係業務に従事した期間の総計が概ね 3 年を超えない者。

(ア) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護を行う事業所

(イ) 通所介護、通所リハビリテーションを行う事業所又は介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションを行う事業所

(ウ) 特定施設入居者生活介護を行う事業所又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所で当該事業所の定員が 29 名以下の事業所

(エ) 短期入所生活介護、短期入所療養介護を行う事業所又は介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護を行う事業所（介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設サービスと併設されているものを除く。）

(オ) 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護もしくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所又は地域密着型介護予防サービスを行う事業所（「施設サービス」と併設されているものを除く。）

イ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資格を有する者は、研修の対象者としな

(ア) 社会福祉士、介護福祉士

(イ) 介護職員初任者研修課程、実務者研修、介護支援専門員

(ウ) 精神保健福祉士法第 2 条に規定する精神保健福祉士

(エ) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 7 号に規定する行動援護従業者養成研修課程及び愛知県

居宅介護職員初任者研修事業者指定事務取扱要綱第2条第1項第3号及び第4号に規定する同行援護従業者養成研修課程

② 復職者支援

名古屋市内に所在地がある法に基づく指定を受けた事業所の従事者であって、当該事業所における従事期間が概ね2年を超えず、かつ、当該従事期間前に介護関係業務の従事経験を有するが、当該従事期間前概ね3年間に介護関係業務に従事したことがない者。

(3) 定員及び研修時間

各回の定員を40名以内とし、総定員の合計は480名以上とする。

4 委託業務内容

別添「名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修業務実施要領」のとおり

5 事業完了報告

各期の終了後、概ね1ヶ月以内に、アンケート集計結果、出欠状況及び研修資料一式を添付して、事業完了報告書を健康福祉局高齢福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）あて提出すること。なお、提出時の媒体形式は、介護保険課の指示によること。

6 その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項であっても、事業目的の達成のために実施しなければならない事項については介護保険課の指示に従い、契約の範囲内で誠実に行うものとする。
- (2) 本研修事業を受託する法人（以下「受託法人」という。）は、特記仕様書「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守するものとする。
- (3) 受託法人は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第17条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 受託法人は、受託事業の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。

特記仕様書

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。